

ウェブの労働組合運動改革論と社会立法：「産業民主制論」における「合同」から「連合」への提唱を中心に

江里口, 拓

<https://doi.org/10.15017/3000104>

出版情報：経済論究. 92, pp.1-29, 1995-07-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



ウェッブの労働組合運動改革論と社会立法

—『産業民主制論』における「合同」から「連合」への提唱を中心に—

江 里 口 拓

目 次

- 第1節 はじめに
- 第2節 「合同」から「連合」へ
- 第3節 「法律制定」のための「連合」の必要性
- 第4節 むすび

第1節 はじめに

シドニー・ウェッブとビアトリス・ウェッブ (Sidney Webb. 1859-1947, Beatrice Webb. 1858-1943, 夫妻を表すときは“ウェッブ”, いずれかを特定する場合にはそれぞれ“シドニー”, “ビアトリス”と表記する) は, 1897年に『産業民主制論』を出版し, 「教育, 衛生, 余暇, 賃金のナショナル・ミニマム」の実現への取り組みが, 将来の「民主主義国家」における労働組合の政治的に独自の機能になると言明した。さらにこれとの関連で, 社会立法という運動方向にとって労働組合運動はいかにあるべきかを, あわせて提起した。すなわち, 「連合」としての労働組合運動を提唱したのである。これによってウェッブは, 当時の労働組合運動の混迷に対し, 進むべき道を示そうとしたのである。19世紀半ば以降のイギリスにおける経済的・政治的状況の変化は, 労働組合運動に新しい問題を突き付けていたからであった。

19世紀中葉以降イギリス経済は, 綿業の相対的な比重低下と, 石炭, 鉄鋼, 機械業など資本財産業の台頭により, 「工業化の第二の局面」をむかえた。後進諸国における産業化の開始は, イギリスに莫大な資本財需要をもたらし, イギ

リスの総輸出額はこれまでになく増大した (Hobsbaum [1968] pp. 109-111, 訳130-132頁)。19世紀中葉から1870年代初頭にかけてのいわゆる「ヴィクトリアの黄金時代」において、イギリス経済は「世界の工場」としての地位に昇りつめた。

こうしたなかで「合同機械工組合」(以下ASE)などに代表されるクラフト・ユニオンが発展をとげた。当時の生産過程は依然として労働者の熟練に大きく依存していたために、クラフト・ユニオンは「徒弟数の制限」によって労働力の供給独占をはかり、一定期間の「徒弟就業」を経たものにしか組合員資格を与えなかった。いったん組合に加入した労働者は、高額の掛け金による「共済制度」のもとで自己防衛をはかり、雇主によって提示された条件が組合の規定する標準賃率以下であった場合には、雇用契約を結ぶことなく失業手当を受給し抵抗した。というのも、「主従法」, 「取引制限の共謀罪」によって、団体交渉やストライキなどの直接的手段にうったえることが禁止されていたからである¹⁾。

クラフト・ユニオンの本部はロンドンに集中していて、その幹部たちは「ジャンタ」と呼ばれる政治集団を形成した。「ジャンタ」によって結成された「ロンドン労働組合評議会」(1860年)は、1867年の第二次選挙法改正に大きな役割を果たし、ついに都市の成年男子労働者に選挙権が付与された。さらに1868年には「労働組合会議」(以下TUC)が、1871年には「TUC議会对策委員会」がそれぞれ結成され、「ジャンタ」の指導のもと団体交渉権の獲得を目指し政治運動をくりひろげた²⁾。このようにして着実に力をつけてきた労働者階級に対して、保守党・自由党による政党政治も大きな転換をせまられた。実際、ディズレーリーを首班に1874年に政権についた保守党は、1875年に「共謀罪および財産保護法」, 「雇主・労働者法」を通過させ団体交渉権を容認し、その他にも、「職工住宅法」, 「公衆衛生法」を通過させるなど「トーリー・デモクラシー」と呼ばれる様々な改革を行なった。他方で、自由党も変容を余儀なくされた。1880年に成立したグラッドストーン内閣は、1884年に第三次選挙法改正をおこない、これによって州の成年男子労働者に選挙権が与えられた³⁾。さらに、チェンバレンら自由党急進派は、初等教育の無料化、累進課税・土地税の導入

などをもちこんだ「非公認綱領」(1885年)を掲げ、労働者階級とのむすびつきを強め、1886年には自由統一党をひきいて自由党から分裂していった。グラッドストーンら自由党正統派も、土地改革、法定8時間労働日などをもちこんだ「ニューカッスル綱領」(1891年)を採択し、1894年に成立したローズベリー自由党内閣のもとでは累進税を導入した相続税改革が実現した。

ところが、とくに1873年に始った「大不況期」を通じて、イギリスをとりまく経済状況は確実に変化していた。保護関税にまもられたアメリカ・ドイツなど後進諸国が台頭すると、イギリスの輸出総額は伸び悩み貿易収支赤字が増大した⁴⁾。他方、海外投資による利子・配当収入、海運・保険サービスによる稼得は増大し、イギリス経済の「金利生活者」的体質が定着した⁵⁾。

こうしてイギリス経済の構造変化と国際的工業力の相対的低下は明白であったが、イギリス経済が絶対的に衰退してしまっただけではない。実際、綿業、石炭業、鉄鋼業、機械業といった基幹産業は、国際市場における競争激化に対し様々な対応をみせ、着実に成長していったし、まず綿業は「自動ミュール紡績機」の導入をはじめ様々な技術革新を達成し、高級品へ特化していった⁶⁾。石炭業では、かならずしも先端的な技術革新は見られなかったが、大量の労働力の使用によって着実に成長した⁷⁾。鉄鋼業は「製鋼革命」による錬鉄から鋼への転換をすみやかに成し遂げたくえ、国内における機械業の成長にも支えられた内需主導型の成長を遂げた⁸⁾。機械業においては、繊維機械、蒸気機関、農業機械、造船、電気など様々な部門への分化がみられ、それと平行して「大量生産技術」が普及した⁹⁾。

「大不況期」はまさしく産業構造の大転換の時期であり、当然、労働組合運動は新たな展開を余儀なくされた。綿業においては、「力織機」、「自動ミュール紡績機」の出現と普及によって、労働者の熟練が解体され、「徒弟数の制限」による労働力の供給制限は不可能になった。綿業労働者はその全国組合を基盤に、直接に団体交渉に訴え、雇主との間で広範な地域にまたがる「出来高単価表」を獲得していった¹⁰⁾。労働時間については、「法定9時間労働日」を要求する政治運動がくり広げられ、「繊維工場労働者統一組合」がこれを指導した。石炭業においては、「大不況期」を通じたスライディング・スケール協定の普及が労働

者の賃金を押し下げ、これに対抗して結成された「大英坑夫連盟」(1889年)は、スライディング・スケールの廃止と「法定8時間労働日」の要求を掲げた政治運動を繰り広げた。こうして綿業、石炭業を中心として「労働条件の立法的規制」を要求する運動が現われてきたのである。

一方、典型的なクラフト・ユニオンが形成されていた機械業でも、労働組合は旧来の行動の基盤を徐々に失いつつあった。「大不況期」を通じた「大量生産技術」の普及は、既存の熟練工にかわって半熟練工の雇用を促進し、「徒弟数の制限」による労働力供給制限を不可能にしていた¹¹⁾。同時に、半熟練工の雇用増大は熟練工の失業を増大させ、このことは「共済制度」の運営を困難にした。しかし、より重要なことは、熟練工と半熟練工との間で、職域をめぐる「縄張り争い」(demarcation dispute)が生じ、それぞれの階層の利害を代表する組合間の対立を生みだしたことである。ASEは、こうした問題を解決するために、それまで排除してきた半熟練工に対して組合員資格を認め、その組織内部にとりこんでいった。この「縄張り争い」は熟練工と半熟練工との間のみならず、異なる部門の労働者間にも生じた。というのも、機械業の発展による造船、電気などの新部門の形成は、部門毎に固有な利害関係を顕在化させたからである。特に、「造船業は、建造方法や建造する船舶の種類における急速な変化と、全ての労働者を組織できるような労働組合が無かったことがあいまって、縄張り争いのメッカになった」(Jefferys [1970] pp. 103-104)。「大不況期」には職域をめぐる闘争は、それぞれの階層の利益を主張する類似組合の間で激しさを加え、この時期の労働組合運動の主たる潮流とさえなったのである」(栗田 [1978] 67頁)。

他方、1875年の「共謀罪および財産保護法」、「雇主・労働者法」の成立によって所期の目的が達成された後のTUCには、「創設期にみられた緊張した空気はもはや見出せなくなる」(富沢 [1980] 78頁)。1875年～1890年までの「TUC議会対策委員会」を指導したヘンリー・ブロードハースト¹²⁾は、「自由・労働」派として、グラッドストーン流の自由主義をあくまで支持し、綿業、石炭業から現われた「労働条件の立法的規制」の要求に対し否定的であった¹³⁾。こうした「議会対策委員会」幹部に決定的な衝撃を与えたのは、1889年以降台頭してきた

「新組合主義」であった。その指導者の一人であるジョン・バーンズは、1890年に次のように述べていた。「労働者諸階級が労働組合によって独力で獲得できる以上の利益を国家が彼らに与えることができるならば、新組合主義者は国家の援助を要求するためにいつでも最善を尽くすつもりでいた」と¹⁴⁾。1889年8月における TUC 大会に出席したビアトリスが、日記にその様子を「ブロードハーストと旧式の方法とを支持する者たちを一方に、バーンズとベザント夫人に率いられた社会主義者を他方にくりひろげられたバトル・ロイヤル」と記したように (Webb [1948] p. 21), TUC 内部は、「労働条件の立法的規制」の是非をめぐる鋭い対立をみせていた。労働組合運動はまさしく混迷状態にあったのである。

このような状況のなかで、ウェブは綿業、石炭業からあらわれてきた「労働条件の立法的規制」という要求を高く評価し¹⁵⁾、ひいては「ナショナル・ミニマム」を確保するための社会立法の必要性を高唱し、それを推進するために労働組合運動の「合同」から「連合」への転換の意義を強調したのであった。以下、「合同」と「連合」をめぐるウェブの主張に立ち入って検討してみよう。

第2節 「合同」から「連合」へ

『産業民主制論』第1編第3章「統轄単位」(Unit of Government) は次のような文章ではじまる。

「18世紀の職業クラブは、その組織を厳密に一地方に限るという伝統を中世から継承していた。その統轄単位が、イングランドのクラフト・ギルドのように、組合員が居住する特定の都市の領域と一致していたのは当然のことであった。」(Webb [1897] p. 72, 訳83頁; ただし訳文はかならずしも訳書にしたがっていない。以下同じ。)

ギルドと労働組合との関係について、ウェブは『労働組合運動の歴史』において、ギルドの親方が資本家かつ企業家であったのに対し、労働組合はもっぱら賃金労働者の組織であることを指摘し、ギルドと労働組合の間にはまったく類似性がないと述べていた (Webb [1894] pp. 14-16, 訳19-21頁)。にもか

かわらず、上の引用文のような主張がなされたのは、初期の労働組合の組織単位が、あくまで一都市を領域としていたことを強調するためにほかならない。こうした地方組合は、その都市で徒弟修業を積んだ労働者だけに組合員資格を限定し、もっぱらその都市の事業の繁栄に強い結び付きをもっていた。だが「これらの地方的職業クラブは、クラフト・ギルドとは極めて対照的に、全国規模での組合へ不可避免的に拡張した」のである（以上、Webb [1897] pp. 72-73, 訳83-84頁）。

組合員資格を当該都市における徒弟修業者に限定する慣行がもっとも根強かった「造船業」を例に、ウェブは次のように述べる。

「ある都市において失業している造船工を、より多くの人手が必要とされている他の都市から永久に遠ざけていることは不可能であった。〔他の都市に移動してきた〕新参者は既存の港湾組合への加入を拒否されると、結局、自分たちの間で新しい地方組合を結成し、当然のなりゆきとして、独占者によって維持されていた職業規制を無視する傾向にあった。」（Webb [1897] pp. 73-74, 訳85頁, []内は引用者。）

つまり、ある都市における失業者は必ずや他の都市に移動し、そこでの組合加入が認められない場合には別個の組合を結成したのである。こうした新しい組合の存在を無視できなくなった既存の組合は、それを排除するよりも自らの組織に包摂した方が有利だと理解した。こうして、他の都市から来る労働者にも組合員資格が開放され、労働者は地方組合間を自由に移動できるようになったのである（以上、Webb [1897] pp. 74-75, 訳85-86頁）。

このように都市間での労働移動の自由が確立されると、労働組合は地域的人格を薄めてくる。

「都市の労働組合員は実際には、ある特定地方への事業の流出に抵抗するのではなく、請負人が絶え間なく、組合が全く存在しないかあるいは標準賃率が低い地区に仕事をまわし、労働組合規制を回避しようと試みることに抵抗するのである。」（Webb [1897] p. 77, 訳89頁）

労働者にとって問題だったのは、「請負人」が「労働組合の規制」を回避しようとする行動、およびそれがもたらす労働者にとっての弊害にいかに対処するか

であった。労働組合はあらゆる地区において組合の結成を奨励し、これらを全国的に統合することによって、職業全体に統一的な標準賃率の獲得をめざしたのである（以上、Webb [1897] pp. 77-80, 訳89-92頁）。

「それゆえイギリス労働組合運動の過去の経験によれば、各職業の賃金稼得者の団結における適切な統轄単位はブリテン諸島内の当該職業全体となる傾向にある」（Webb [1897] p. 87, 訳102頁）。このようにウェブが、全国規模での労働組合の形成を歴史展開の方向とみなした背後には、産業革命の進展にともない交通網が整備され、全国的市場の形成が進行しているという事実認識があつてのことにちがいない。実際、ウェブは「労働の移動可能性の増大と産業の拡張にともない、地方的職業クラブは、全国組合にその道を譲らねばならなかった」と述べていた（Webb [1897] p. 138, 訳160頁）。

「それゆえ、統轄の困難、地方の排他主義、および各支部の地方的独占を保持しようとするむきだしの利己心にもかかわらず、労働組合の統轄単位は、親方職人のギルドとは対照的に、都市単位ではなく職業単位となつたのである。」（Webb [1897] pp. 80-81, 訳93頁）

ウェブは、『産業民主制論』第4章「組合間の関係」において、次のように述べていた。「しかし、“職業”とは何であり、その境界はいかにして設定されるべきであろうか」と。労働組合の統轄単位として、ヨコのレベルでは全国的範囲をもってその境界とするものの、いわばタテのレベルでどこまでを同一の全国組合に組織するかが問題になるのだ。ウェブは、「職業」の境界を設定することが、「イギリス労働組合運動がかかえる最も深刻な難問のうちのかなりのものの原因」であるとし、いくつかの産業について具体的に考察を進める（以上、Webb [1897] p. 104, 訳122頁）。

まず「機械業」について。19世紀初頭の機械業においては少数の熟練した「水車大工」（millwrights）が機械関連のあらゆる作業をうけもっていたが、世紀を通じた機械業の発展によって工場内分業が進展し、機械工は非常に多くの部門に細分化し、それぞれの作業に特化していた。そこで機械工は次のような「難問」に直面することになった。

「それゆえ、通常一つの職業と見なされているグループの内部に、専門化さ

れた労働者のより小さなグループがいくつかあり、それぞれ個別的な吟味に値するほどの独自性を有していることが分かる。いつでもまず第一に考えだされることは、これらの差異を無視して大きなほうのグループを統轄単位とすることで、この難問を解決しようとすることである。この“合同”(amalgamation)という考えは非常に魅力的で、ほとんど全ての産業において試みられた。」(Webb [1897] p. 109, 訳128頁)

つまり、機械業全体を一つの統轄単位とすることによって種々雑多な労働者間の利害対立の克服がはかられたというわけだ。

だが、ウェブスは、こうした「合同」の試みが全て「失敗」に帰したと断言していた。

「ウィリアム・ニュートンは、この有名な合同組合の組織化を開始したさい、そこに包摂する労働者のグループについてなんらかの問題が生じるとは思いもよらなかった。彼が直接に関心をもったことは、製型工(pattern-makers)、鍛冶工(smiths)、旋盤工(turners)、整合工(fitters)、組立工(erectors)をとわず、また鉄と真鍮とのどちらを原料とするかをとわず、機械工の雑多な地方組合を全て単一の全国組織に統合することであった。」(Webb [1897] p. 110, 訳128頁)

しかし、「製型工」、「鍛冶工」などの地方組合は、ASEに包摂されることに強く反抗した。ニュートンらASE幹部は、全国組合の有益さが広く認識されれば、こうした反抗はやがて克服されると見込んでいたし、実際、ほとんどの地方組合はASEに吸収されていった。「しかし、このことはさらに困難な分裂を露呈したにすぎなかった」のである(以上、Webb [1897] p. 110, 訳129頁)。

「現在、ASEに敵対しているのは、地方的な機械工クラブではなく、その機械業内部の様々な部門ごとの全国組合であり、それぞれが独立を主張している」からであった。実際、「製型工」は1872年において「ASE」から独立し、「製型工統一組合 United Pattern-makers' Association」を結成し拡大を続けていた。同様に「鍛冶工」も「鍛冶工同盟組合 Associated Society of Blacksmiths」を結成し、固有に全国的な展開をくりひろげていたのである(以上、Webb [1897] pp. 110-111, 訳129頁)。

ウェッジは、こうした分裂の原因を「報酬方法、標準所得額、戦略的地位における非常な多様性」に帰している。ウェッジの主張を整理すれば図1のようになるが、みられるように「製型工」は機械工の中では少数であるから、多数派を占める「整合工」、「旋盤工」と「合同」した場合、その利害を無視されがちである。そこで、所得の高さと裕福な組合財政を武器にして単独行動をとるほうが有利である。また、「鍛冶工」については、その報酬方法が出来高払いであるのに対し、機械業全般においては時間給が支配的であったために、対雇主交渉にあたって独自の行動が必要となる。加えて、ASEの主力である「整合工」、「旋盤工」でさえも、造船業を基盤とする「ボイラー製造工組合」との間で齟齬を来たし、業種の違いから利害が一致しなかった。「その結果、ASEはいかなる部門についてもニュートンの考えを実現しないことになった」のである（以上、Webb [1897] pp. 108-111, 訳125-129頁, p. 129, 訳151頁）。

図1

	報酬方法	標準所得額	労働者数	組合名	
				造船部門	その他の機械業
製型工 pattern-makers	時間給	高額	少	製型工統一組合	
整合工 fitters	時間給		多	ボイラー製造工組合	ASE
旋盤工 turners	時間給		多		
組立工 erectors	時間給				
鍛冶工 smiths	出来高			鍛冶工同盟組合	

だが、1891年におけるトム・マンの「合同組合の将来は、機械関連の仕事に就き、機械技術についての熟練をもつ労働者全てを加入させることにかかっている」(Trade Unionist, 10th, October, 1891 cited in Webb [1897] p. 112, 訳130頁) という主張にみられるように、「合同」への固執は依然として根強かった¹⁶⁾。その結果、「合同」を追求する組合と独立を保持しようとする組合との間で、「組合員の争奪合戦」がおきているのだ。まさにこうした「組合員の争奪合戦」のために、互いに競合する組合の間で「軋轢と反目」が生みだされているのである（以上、Webb [1897] p. 120, 訳139頁）。

例えば、労働争議が発生し、ある組合がストライキに突入するでしょう。組合側は失業手当を支給し持久戦に持ち込むが、そこに競合的な組合の組合員による「スト破り blackleg」が行なわれてしまうのである。同一の職種に基盤をもつ組合どうしが競合し、敵対的な関係にある場合、労働組合は有効な運動を遂行できない。実際、TUCには、こうした諸組合間の「軋轢と反目」による「スト破り」をめぐる、ほとんど毎年のように苦情が持込まれていたのである。

このような状況を前にして、ウェッブは「労働組合界の無力さのうち10分の9までが、互いに重複する組合間の競合に帰することができると言っても過言ではない」と断言していた。組合間の「軋轢と反目」からくる労働組合の無機能状態は、機械業のように部門間の利害が複雑にからみあっている特殊な産業に限られたものではなかった。

「いかなる場合においても単一の共通な組織を維持することが不可能な数百万の不熟練労働者は、競合的な組合の存在によってたえずその発展を阻害されている。というのも、その組合は当初はそれぞれの職種をもとに出発するもの、すぐさまゼネラル・ユニオンに移行し、互いの組合員を包摂しようとするからである。」(Webb [1897] p. 122, 訳142頁)

1889年の「ロンドン・ドック・ストライキ」以降急速に台頭してきた不熟練労働者の「新組合」も同様に、無理な「合同」の試みによって困難に陥っているというのである¹⁷⁾。ウェッブは労働組合の本来の機能を次のように規定していたからであった。「労働組合とは本来、その組合員の全てにある一定の具体的かつ明確な利益を確保するための組織である」と。だが、その利益は、技術工程、経済的状況さらに地理的位置におうじて、職業ごとに異なっている。したがって、「“ゼネラル・ユニオン”をめざす試みは全て失敗する運命をもっていた」のである(以上、Webb [1897] pp. 138-139, 訳161-162頁)。

こうした組合間の「軋轢と反目」に対処するために、ウェッブはその原因に改めて立ちかえる。

「さて、経験が示すところによれば、組合間の競合的な対立・重複の恒久的原因は、これらの組織がたがいに交錯した基盤の上にたっていることである。正確に同じ種類の労働者を、2つの組合のうち一つが包摂し、もう一つ

が除外するならば、組合間の競争の激しさは半減し、困難の解決は単なる時間の問題になるだろう。」(Webb [1897] p. 122, 訳142頁)

つまり、同一の種類労働者ごとにそれぞれ単一の組合が組織されるべきだといふのである。ウェブは、「この問題の解決がほぼ完璧に成功している」事例として「綿業」をあげる (Webb [1897] p. 123, 訳124頁)。

「すでに述べたように、綿業労働者は、おのずから6つの部門に分割される。それぞれの部門は、それぞれ独立した組合を有し、独自に雇主と交渉し、〔他の部門との〕合同の提唱についてはどんなものであれ強く反対している。」(Webb [1897] p. 123, 訳144頁, []内は引用者。)

6つの部門間の利害の違いは、さきに述べた「報酬方法」「標準所得額」「戦略的地位」についてみると、図2ようになる (Webb [1897] pp. 105-107, 訳123-125頁)。みられるように、各部門の利害は完全に一致することはない。綿業においては、互いに他の部門を「合同」しようという試みがなされることなく、各部門ごとに独立の組合が結成されている。なかでも、1870年に結成された「綿糸紡績工合同組合」と、1884年に結成された「北部諸州綿織布工合同組合」は有名である。それ以外の部門における独自の組合の結成についてウェブは詳しく述べていないが、Turner [1962] によれば、梳毛工は1886年、撚糸工は1890年、監督係は1885年に同一職種のかなりの部分を合同し、糊付工は、1880年に限られた範囲であるが合同を達成している (p. 112)。ともかくも、綿業においては、こうした部門ごとに独立した組合が結成され、組合員の重複から生じる「軋轢と反目」が回避されているのである。

図2

		報酬方法	標準所得額	労働者数
紡績	梳毛工 cardroom operative	時間給	低	多
	ミュール紡績工 mule-spinner	出来高	高	中
織	監督係 overlooker	出来高	高	少
	糊付工 tapesizer	時間給	高	少
布	織布工 weaver	出来高	低	多
	撚糸工 twister	出来高	高	少

しかし、「6部門の個別の利害に加えて、2つあるいはそれ以上の部門が共有する問題もあれば、全ての部門に関係する問題もある」とウェブはいう。実際、機械業などにみられた産業全体の「合同」への熱意は、ひとつにはこうした諸問題を解決しようとしたことであった。ウェブは次のように指摘する。「この問題の解決策は、次のような組織形成に見いだされる。すなわちそれは産業全体の利害と異なる利害を有するあらゆるグループには自治権をあたえ、同時に、あらゆる部門に共通する利益の追求のために有効な団結を産業全体を通じて維持するような組織形態のことである」と（以上、Webb [1897] p. 123, 訳143頁）。

すでに「綿業」においては、こうした方向にそった組織形態が採用されていた。

「それゆえ、〔他の部門と〕合同するのではなく、孤立するのではなく、各部門の組合は非常に効率的な連合組織 (federal organizations) に様々に結合している。常に同一の工場で同一の雇主のもとに働く紡績工と梳毛工とは、綿業労働者組合 (Cotton-Workers' Association) を結成し、両者ともその基金に拠出している。2つの組合は別個に団体交渉を行ない、かつ独自の基金を有している。しかし、要求があるときはいつでも、他方の組合の争議を支援するために、一方の組合はその組合員にストの指令を出すことに互いに同意している。こうしてストに突入した労働者は連合組織の基金によって扶養されることになっている。」(Webb [1897] pp. 123-124, 訳144頁, [] 内は引用者。)

つまり、単位組合としての独立はあくまで維持しつつも、互いに利害が一致することについては共通行動をとっているのだ。この事例では、同一の工場で働く互いに独立した紡績工と梳毛工の労働組合は、その独立を基礎に互いに「連合組織」を形成し、これに基づきいずれか一方の労働組合の団体交渉を支援するストを打つ。スト中の労働者の生活は「連合組織」の基金によって支えられる。こうして紡績工は生産工程として先行する梳毛工のストのおかげで原料供給を停止できるし、梳毛工は、みずからの熟練度の低さすなわち雇主による代替的労働者の獲得の容易さを、紡績工との連携によって補うことができる

(Webb [1897] p. 124, 訳144頁)。ウェブは、組合間のこうした連携のありかたを「合同」と対比して「連合」(federation)と呼ぶのである。

こうした「連合組織」が威力を発揮するのは、「団体交渉」の場合だけではない。

「こうした目的のための連合は綿織布工には役にたたない。というのも、彼らは織布工程のみを専門的に営む雇主によって雇用されていて、その生産物は〔紡績業とは〕異なった市場に向けられるからである。しかし、綿織布工は、紡績工や梳毛工とともに繊維工場労働者統一組合を結成している。それは綿業全体に共通する工場法およびその他の立法の獲得と推進という目的のための純粋な政治団体である。」(Webb [1897] p. 124, 訳144-145頁, [] 内は引用者。)

梳毛工と紡績工は、同一の紡績業主のもとに雇用されているのに対し、織布工は織布工場主に雇用されているので、「団体交渉」の面における直接の利害の一致、連携の意味はない。だが、綿業全体としてみた場合、「工場法の推進」すなわち「法律制定」という点で、これらの労働者の間で利害は一致する。これに基づいて、これらの組合は「繊維工場労働者統一組合」という「連合体」を組織しているのだ。

以上のような機械業、綿業における実例をもとに、ウェブは以下のように総括する。

「いくつかの部門にまたがる労働者を単一の統轄単位に結合しようとする試みにみられる失敗例と成功例とは、合同の過程に上下の限界があることを示している。職業単位で有効な行動をとるための一つの条件は次のことである。すなわち、職務と訓練が類似していて、ある組合員が占めていた地位をすぐさま補充できるような労働者は全て単一の組合に包摂すべきであることこれである。」(Webb [1897] p. 128, 訳149頁)

つまり、単一の組合に「合同」されるべきなのは、互いに利害が一致しかつ互換可能な労働者のみである。綿業労働者は、各階層毎に別個の組合を組織し、その結果それぞれの組合が全国的な展開に成功していた。機械業においても、「整合工」、「旋盤工」、「組立工」のみにかぎれば、互換可能である。したがって

機械業労働者は、産業全体での「合同」を放棄し、各階層ごとに全国組合を結成することに努力を注ぐべきである。そのことによって、はじめて労働組合は有力な活動を遂行することができるようになるからだ (Webb [1897] p. 128, 訳149頁)。

「しかし、この明白な統轄単位を発見することで問題がすべて解決されるわけではない」と注意をうながし、ウェブは次のように述べる。

「部門間の利害の相違が〔産業全体での〕完全な合同を不可能にする一方で、他の点における利害の一致が、ある種の結合を不可欠にする。それゆえ、労働組合の最も有効な組織形態はつぎのようなものである。すなわち、いくつかの部門どうしが、互いに共通する目的のもとに利害が一致する範囲に限って結合し、同時に、その利害と目的が同盟者と食い違う点については、互いに独立を保持できるような組織これである。」(Webb [1897] p. 139-140, 訳162-163頁, [] 内は引用者。)

ウェブによれば、労働組合の基本的な「統轄単位」とはあくまで生産工程の各階層ごとの組織であり、そのうえで「利害が一致する範囲」で「連合組織」を形成することが望ましいのである。したがって、この「連合組織」においては、個別の労働組合の「独立」と自由は保証されるべきなのである。この点を確認したうえで、ウェブは「労働組合の組織はもしできるだけ高い能率をあげようとすれば連合形態をとらねばならない」と、労働組合の現状に方向付けを行なったのであった (Webb [1897] p. 140, 訳163頁)。

あらためて確認すると、ウェブは「連合組織」のもつ意味を、綿業の例にみられたように、その目的におうじて、「団体交渉」、「法律制定」という2つの目的に関連付けて説明すると同時に、この両者を区別していた。こうした基調にそって、ウェブは、「もし労働者が採用する方法が団体交渉ではなく議会行動である場合には、連合組織の必要性はより一層増大する」(Webb [1897] p. 131, 訳153頁)と、「連合組織の必要性」を敷衍している。その真意はどこにあったのかについて次に検討しよう。

第3節 「法律制定」のための「連合」の必要性

「1867年における都市労働者の選挙権獲得、および1885年における州労働者の選挙権獲得」は、労働組合による政治運動を本格化させた、とウェブはいう (Webb [1897] p. 250, 訳296頁)。実際、クラフト・ユニオンの指導者「ジャンタ」による「ロンドン労働組合評議会」の結成、TUCでのリーダーシップの発揮により、労働組合界は広範な政治運動を展開し、労働者の選挙権獲得ともあいまってかずかずの改革を達成した。その成果が、1871年における「労働組合法」、1875年における「共謀罪および財産保護法」、「雇主・労働者法」の成立であった。さらに、綿業、石炭業からは「労働条件の立法的規制」をめざした新しい運動があらわれてきた。すでに「はじめに」で紹介したとおりである。ウェブは、こうした労働組合界の新しい動向を前に、「1868年以降の繊維工場労働者統一組合のような純粹に政治的な団体や、大英坑夫連盟のようなほぼ政治的な団体の発生、および地方労働組合評議会、TUC、議会対策委員会など、労働組合界を通じる幅広い政治団体の形成」は全て、こうした「政治状況の変化」によるものであるという。労働者階級による政治運動の開始、およびその影響力の増大によって、「法律制定の方法」がますます利用されるようになることは歴史の必然なのである (以上, Webb [1897] pp. 251-253, 訳297-298頁)。

しかし、労働組合がその目的の達成のために「法律制定の方法」を利用することには労働者の側からすれば、ある重大な不利益がある、とウェブは指摘する。というのも、「あらたな法的規制を獲得するたびに、長い時間がかかり必ずしも成功するとは限らない努力が必要とされる」(Webb [1897] p. 253, 訳299頁) からである。

「例えば、ランカシャーの“9時間労働日運動”は、工場法に働きかける他のいかなる運動よりも迅速かつ完全な成功を収めた。しかしこれでさえも、腰が重い立法府から労働時間短縮法案を勝ちとるまでに、綿糸紡績工は、莫大な費用と時間を要する運動に4年間を費やしたのである。他方、

1871年に団体交渉の方法によって獲得された機械工の“9時間労働日”は、雇主との交渉開始からわずか6ヵ月のうちに勝ち取られたのである。」

(Webb [1897] p. 254, 訳300頁)

すなわち運動の容易さ、その達成の迅速さという点では、「法律制定の方法」は「団体交渉の方法」にはるかに劣るのである。にもかかわらず、労働組合が「法律制定の方法」を採用することは必要であったし、「歴史の必然」でもあった。ウェッブはその理由を次のように述べる。

「労働組合が提示する全国的・地方的なルールがあったとしても、すでに述べたように、つねにそのルールを無視するかまたは組織的に回避する広範な地区や大工場がある。それに反し議会の法律は、労働組合の有無やその交渉力を問わずあらゆる地区に均一に適用され、また雇主の使用者団体への所属を問わずあらゆる雇主に一律に適用される。それは事実上、団体交渉の理想形態であり、その産業の全労働者をふくむ労働組合と、全企業をふくむ使用者団体との間に締結される全国協約に照応する。議会の法律は、あたかもこの全国協約のように、特定の労働者や工場の事情、さらに特定の地区の事情が賃金契約に悪影響をおよぼすことを阻止するのだ。」

(Webb [1897] p. 256, 訳302-303頁)

「団体交渉の方法」によって、労働組合が全国を通じて画一的な労働条件を獲得したことは当時まだほとんどなく (Webb [1897] p. 256, 訳302頁)、たとえ「全国協約」が獲得されたとしても、雇主の中にはそれを無視するものが必ずや現われてくると予想される。これに対し、「法律制定の方法」によって一たび獲得された労働条件は、法律という性質上、全国のあらゆる雇主に対し一律・無差別に効力を発揮するのである¹⁸⁾。さらにウェッブは次のように述べていた。

「全国協約は、それがいかに堅固なものであろうと、近代産業の特徴である好況・不況が繰り返すたびに、雇主と労働者との相対的力関係におうじて常に変更されてしまう。例えば、なみはずれて堅固な全国協約によって標準所得が決定されている綿糸紡績工でさえ、この25年間に、その標準の12回の変更に同意し、そのうち引き上げが5回、引き下げが7回であった。しかし、雇用条件のうちいかなるものであれ、その重要性が社会によって

認められ、ひとたび法律によって確立されれば、それは最も激しい恐慌にさえ耐え得るのである。」(Webb [1897] p. 256, 訳303頁)

団体交渉によって締結された協約は、不景気のおりには、労働者の交渉力低下によって改悪されてしまう。ところが、法律によって定められた労働条件は不景気においても有効であるし、歴史的な経験からすれば、改正されるたびごとに改善される傾向さえあるのだ。こうして、労働組合からみれば、立法化された労働条件は、空間的・時間的普偏性という利点を有するのである。

しかし、労働組合運動が「法律制定の方法」を推進していくためには、それにふさわしい専門的機関が必要である。にもかかわらず、ウェブによればこうした機関はいまだ本格的に発達していない。その理由は次のとおりである。

「こうした発達の遅れの原因は、主に課題の困難に帰すことができる。すでに見たように、労働組合の歴史における支配的傾向は職業の全国的な範囲をもって組織単位とすることにある。しかし、立法府に対してある法案を首尾よく提出するためには、いいかえれば国会議員を説得してその問題を取りあげさせるためには、労働組合指導者は、彼ら自身の産業におけるあらゆる地区の労働者・使用者ではなく、特定の選挙区の選挙民を、その職業を問わず説得せねばならない。それゆえ職業別組織の上に地方別の組織が置かれねばならないのだ。」(Webb [1897] p. 257-258, 訳304頁)

すでにみたように、労働組合は地域の性格を脱し、職業別に全国的な結び付きを強める歴史的傾向をもち、そうした方向に展開してきた。だが、「法律制定の方法」を有力な手段として活用するためには、議会への働きかけ、国会議員の説得、さらに選挙区を単位とした地域別の活動が不可欠となる。要するに、労働組合の全国的な性質と、選挙運動における地方的な性質との不一致のために、「法律制定の方法」には常に困難がつきまとうのである。

とはいえ、「2大産業—綿業と石炭業—はこの困難を克服することができた」のである。

「例えば、13万2千人の組合員のうち4分の3がボルトンから20マイル以内の10選挙区に居住している綿業労働者の強力な諸組合は、過去25年のうちに彼らが望む立法的規制を獲得、施行するための特別な組織を作り上げ

た。紡績工、織布工、梳毛工、巻取工 (beamers)、監督係の5組合は、連合して繊維工場労働者統一組合を結成している。この連合組織は、団体交渉をおこなわず、保険制度ももたず、もっぱら“立法的・行政的介入が必要とされている問題の解決”を目的としている。」(以上、Webb [1897] p. 258, 訳305頁)

綿業においては、マンチェスター地方への地理的な集中化¹⁹⁾によって、選挙区を単位とした有効な政治運動が容易であった。それを指導する「繊維工場労働者統一組合」は、各職業別組合を構成要素とする「連合組織」であるが、それは政治運動という統一的な目的のために創設された専門機関である。石炭業においても、イングランド北部および中部地方の「組合員総数の5分の4は、比較的少数の議会選挙区に密集している」。これらの坑夫たちを指揮するのは、ほぼ専門的な政治的「連合体」としての「大英坑夫連盟」であり、炭鉱都市における選挙をほぼ完全に掌握している。実際、「彼らの綱領を支持しない候補者はだれひとりとして当選できない」ほどである(以上、Webb [1897] p. 262, 訳309頁)²⁰⁾。

だが、綿業・石炭業以外の労働組合は、このような有力な政治運動を十分に発展させることができなかった。というのも、綿業・石炭業が特定の地域に密集しているのとは対照的に、ほとんどの労働組合においては、その組合員は全国に分散していて、選挙区単位ではごくわずかな比重を占めているにすぎないからである。したがって、これらの多くの職業において、有効な議会運動を遂行するためには、「各選挙区における様々な職業間での一体化した行動」すなわち「労働組合界全体における連合」が必要なのである(以上、Webb [1897] pp. 264-265, 訳312頁)。

では、こうした「労働組合界全体における連合」はどうすれば推進することができるのであろうか。ウェップはそのためには、労働組合界全体での「強力な中央執行部」と、この中央執行部の命令に服従する選挙区ごとの「地方組織」が必要であるという。だとすれば、すでに労働組合界においては、TUC、「議会对策委員会」、および「地方労働組合評議会」が活動しており、これらの諸機関が政治活動を支えるように機能してしかるべきであろう。「しかし、この組織の

構成と運営をすこしでも調べてみれば、それが有効な政治団体に一見いかに似ていようとも、有効に機能し成功を収めるために必要な条件を全て欠いていることが明らかになる」と、ウェブはこれらの組織の活動状況に対し強い不満を表明する（以上、Webb [1897] pp. 265-266, 訳313-314頁）。

まず「議会对策委員会」について。それは、労働組合運動の全国的綱領の起草、TUCの審議指導、諸選挙区を通じた政治運動の指揮、および法案可決のための議会工作などの職務を負うべき組織である。しかし、「議会对策委員会はこの20年間、これらの職務をみたす方策を事実上まったく講じなかった」。たしかに「議会对策委員会」は、労働組合の政治運動を中心的に担うべき組織として形成されたのであるが、実際はそのような職務を果たすように機能してこなかったのである（以上、Webb [1897] p. 266, 訳314頁）。

「議会对策委員会」がこのような状況にあったので、TUCもまた混乱せざるをえなかった。

「一般組合員によって持ち込まれた気まぐれな議案は、全員が出席する大会の議題のなかに混然一体となって提示され、それらが審議される順番はクジ引きで決められる。仕事場や鉱山からでてきたばかりの当惑した派遣人たちは、150個もの雑多な議案に直面し、その中には特定の職業に関連する法律の非常に技術的な修正もあれば、社会改良に対する真摯な熱意もあり、また国家の経済・政治構造に対する深遠な改革を求めるものもあったりというありさまである。これらはみな等しい重要性を付与されて大会にもちこまれ、5分間の演説で説明され、その5分の4については、質問されることなく無差別に決議される。」（Webb [1897] pp. 268-269, 訳317頁）

「議会对策委員会」が審議の指導力を十分に発揮していなかったため、TUCは、労働組合に固有の問題のみならず、一般的な社会改革の問題にまで時間を費やし、そのため実践的な政策決定力を喪失しているのである。つまり、「議会对策委員会」が本来の役目を十分に果たさなかったため、TUCもそれに固有の役割を十分に担うことができなかつたのである。こうして両組織は、連携を欠くことによって、きわめて不満足な状態にあった。

最後に、「地方労働組合評議会」について。それは地方ごとに存在する組織で

ある以上、各選挙区における運動を直接に指揮しなければならない。そのためには、各組合の中央執行部はいうまでもなく、「議会对策委員会」とも歩調を合せねばならない。しかし、現実には、「議会对策委員会」に指導力がなく、明確な綱領も存在しないために、「地方労働組合評議会」もまた、実際にはなんら有効な影響力も及ぼすことができず、また機能もしなかったのである（以上、Webb [1897] p. 260, 訳318頁）。

要するに、「労働組合界全体は、事実上、法律制定の方法を行使するための組織的機関をなんら有していない」のである。ウェブはこのような状況のなかで、労働組合界全体は、「形式における変革はさておき、精神における根本的な変革が行なわれなにかぎり、綿業労働者および炭坑夫によって獲得されただけの成功をすら勝ち取ることはできないであろう」と問題の所在を指摘していた（Webb [1897] p. 270, 訳318-319頁）。

「形式における変革」も重要だが「精神における根本的な変革」を不可欠の条件として力説したのである。これに関連してウェブの次の叙述が注目される。

「実際、“組合間の関係”という章で示しておいた、あらゆる共同行為が基礎とすべき原理をこの問題に対して適用すればいいのである。確固たる連合体のための必須の条件とは、すでに示唆したように、各構成単位が利害を共有する範囲においてのみ結合されるべきこと、およびそれ以外の全ての問題については各構成単位が独立を保持すべきことこれである。TUCは、議会活動によって、一般的な社会改良ではなく、その構成単位が望んでいる特定の法的措置を獲得するための連合体なのである。」（Webb [1897] pp. 270-271, 訳319-320頁）

ウェブは、TUCの本来の任務とその遂行にあたって必要とされる手続きを明確に把握することこそ、「精神における根本的な変革」だと提起するのである。各組合の意見が一致している「団結の自由」、「災害に対する賠償」、「賃金現物支払い」、「衛生条件」、「賃金の毎週支払い」、「罰金の廃止」などに限定して、TUCは法的措置を勝ち取るよう努力すべきである。したがって、「TUCがその限定された労働組合の職務から逸脱し、一般的な社会改革あるいは政党政

治について意見を表明する場合、その構成単位のあらゆる部門を遠ざけてしまふに違いない」(Webb [1897] p. 271, 訳320頁)ということになる。まさしく、現状のTUCは労働組合の本来の役割に対する認識を欠落ないし逸脱し、こうした混迷状態に陥っていた。繰り返して言えば、TUCはまず第一に「その構成単位が望んでいる特定の法的措置を獲得するための連合体」にすぎない。ウェブが、労働組合運動の組織化の方向を「合同」から「連合」へと提起したのも、まさに、こうしたTUCの現状をはっきりと捉えていたからに他ならない。

第4節 むすび

第1節「はじめに」で紹介したように、19世紀末のイギリス経済は「大不況期」を通じて、産業構造の転換を進展させた。そのことはまた、労働組合運動にも転換を迫らざるをえなかった。にもかかわらず、現実の労働組合運動は実践的な対応をはかることができなかった。それは、「議会对策委員会」幹部と「新組合主義者」との対立や、1889年のTUC大会に関するベアトリスの印象にも象徴的に示されていた。このような状況を眼前にして、ウェブは労働組合運動の本来の役割や目的に遡って、労働組合運動の状況を再検討した。労働組合は本来、その構成員たちの「利益」の確保と促進を目的に組織されたものに他ならない。利害の結び付きに着目してウェブが労働組合を規定していることに注意すべきである。これはウェブの叙述をつらぬく視座だからである。この規定を基礎に据えれば、利害は技術工程、経済状況さらに地理的位置に関連して「職業」ごとに異なるので、個別の職業別組織が労働組合の基本的な「統轄単位」となる。

だが、こうした個別の職業別組合は、その自身の利益を一層推進するためにも、相互に結び付く必要が生まれてくる。つまり、共通の利益の実現に限定された共闘を目指すべきであり、その限りでの組織、言い換えれば、それ以外の問題については個別の労働組合の独立と自由が保証される「連合組織」が追求されるべきである。たしかに職業別に発足した労働組合は、「合同」を通じて発

展してきた。だが、「合同」はえてして労働組合の本来の目的を逸脱して進められる傾向にあったのである。したがってウェップは「合同」から「連合」への転換がはからねばならないと主張したのである。この「連合組織」を背景に労働組合は、2つの方法で自己の利益を追求するのである。第1は、「連合組織」を構成する労働組合が、他の労働組合の支援ストなどを受けて「団体交渉」を有利に展開するということ、第2は、「連合組織」のもつ地域的包括性に依拠して、これに参加する個別労働組合に共通する利益をはかるための「法律制定」を追求することである。ウェップは、特に後者によって「連合組織」の持つメリットが活かされると主張した。

確かに、現実の労働組合運動は、TUC、「議会对策委員会」、「地方労働組合評議会」という「法律制定」のための機関をそなえていた。だが、ウェップによれば、これらの機関はいずれもそうした目的にかなうように機能していなかった。この状況を克服するためにウェップが提起したのは、「精神における根本的な変革」すなわち労働組合の本来の意義と限界を明確にし、それを具体化する運動を推進することであった。TUCが努力を傾注すべきことは、決して「一般的な社会改良」ではなく、その構成単位の共通利益を促進することである。このような観点から、「法律制定」も追求されるべきだということになる。そのことは、『産業民主制論』第3編第4章「労働組合運動と民主制」におけるウェップの次の文章のなかにはっきりと見て取れる。

「上院の廃止、宗教と教育との分離、銀の復位、自作農創設、借地解放、“生産、流通および交換手段の国有化”といった決議——これらは労働組合主義者としての労働組合主義者が他の市民に比べ大きな利害も優れた知識もさらには見解の一致もみていない問題である——が、労働組合の議題の中にみうけられ、単なる無関心によって形だけ決議されるか、そうでなければ不和、激論、分裂の原因となったりしている。こうした筋違いな諸問題をめぐる時間の浪費とエネルギーの消耗は、明確に自覚された独自の労働組合の綱領が欠如していることに主に起因する。将来の民主主義国家における労働組合主義者は、政治世界における彼ら独自の機能を自覚し、なによりもその達成に懸命にはげむものと期待されるだろう。あらゆる部門に

とってなによりも重要なことは、教育、衛生、余暇、賃金のナショナル・ミニマムの確立、あらゆる雇用条件に対するその適用、それぞれの職業の状況にふさわしいその技術的解釈、および何よりも、賃金稼得者全体のために、自らを保護しうる強い部門だけでなく〔自らを保護できない〕弱い部門にもそれを精力的に施行することである。〕(Webb [1897] p. 839, 訳1029頁,〔 〕内は引用者。)

「民主主義国家」において労働組合が政治に貢献することはできる。だが、それは「上院の廃止」など「一般的な社会改良」の分野ではなく、あくまでも「教育、衛生、余暇、賃金のナショナル・ミニマムの確立、あらゆる雇用条件に対するその適用」など、労働組合の本来の趣旨の延長線上にでてくる課題においてであった。大事なことは、そうすることによって、自らを保護しえない「賃金稼得者」にも利益が及んでいくことである。このようにウェブは、混迷する労働運動の状況に対して打開の方向を提示したのであった。そのことを本稿は、労働組合の「統轄単位」と労働組合間の関係をめぐる組織的原理(「連合組織」)の問題、および、労働組合の政治的任務(「政治的綱領」)の問題に絞って吟味したのであるが、ウェブが労働組合運動の意義と限界の明確な自覚を労働組合運動の関係者に執拗に説いていたということを、繰り返し強調しておきたい²¹⁾。

注

- 1) 「主従法」とは、労働者が契約にしたがって仕事を始めなかったり、また契約期間の満了以前に仕事を放棄した場合、3ヵ月以下の懲役刑に服さしめるというものであった(森 [1988] 138頁)。さらに、1824-5年における「団結禁止法」撤廃によって、労働者が賃金と労働時間をめぐって事前に会合することは合法化されていたが、ピケティングなどによって、その決定事項を他人に強制することは「取引制限の共謀罪」に該当するものとされていた。(石井 [1972] 306頁参照)
- 2) もともと、TUC が結成されたのは、1866年の「シェフィールド暴行事件」によって生じた雇主からの弾圧立法要求、および、「ホーンビー・クロズ事件」の判決によって労働組合の共済基金が法的に保護されないことが明白になったことへの対応であった。TUC は議会運動によってこの点の克服に努力し、ようやく1871年にグラッドストーン内閣のもと「労働組合法」が成立し、これによって労働組合の共済基金

- に法的保護が与えられた。だが、この「労働組合法」は、「刑法修正法」と抱き合せになっており、労働組合のピケティングは再び違法とされた。労働組合運動による団体交渉権獲得へ向けての運動は、このような背景のもとに始ったのである。詳しくは、Powell [1992] pp. 8-9を参照。また江里口 [1995] も参照。
- 3) 第3次選挙法改正により、有権者数は約260万人から約440万人に増大し、労働者階級がその6割をしめるようになった(村岡・木畑 [1991] 182頁)。
 - 4) 「大不況期」イギリスの貿易収支赤字の増大は、海外からの食料輸入の増大によるところが大きい(Court [1954] pp. 200-201, 訳237頁参照)。数字をあげれば、輸出総額は2億5,630万ポンド(1872年)から2億4,010万ポンド(1896年)にまでわずかな減少にとどまっているのに対し、輸入総額は3億5,470万ポンド(1872年)から4億4,180万ポンド(1896年)にまでかなり増大している(Mitchell & Deane [1971] p. 283, p. 334)。
 - 5) イギリス経済の「金利生活者」化、それにとまなう製造業の衰退について「文化史」的な視角からユニークな検討を加えた研究としては、Wiener [1981] を参照。それによればイギリスの製造業の衰退は、「大不況期」ではなく、1851年における大英博覧会の直後に始まったとされている。「大英博覧会の世代は、始点ではなく終点であった。産業資本主義に対する知識人の熱烈な賛美は、やがて峠にさしかかる」(Weiner [1981] p. 28, 訳47頁)。この時期に顕在化した「貨幣利害」の台頭を、むしろ19世紀全般における一貫した特徴とみなす代表的な主張としてはCain & Hopkins [1986] を参照。
 - 6) 紡績部門においては、1830年代から1840年代にかけて使用されるようになった自動ミュール紡績機が1870年代にほぼ普及し、同時に様々な改良が加えられた(中山 [1988] 82-83頁)。その結果、「輸出に占める中・細糸の割合はほぼ確実に増大した」。さらに、「織布においても織機はかなり高速で運転されていた」といわれている(Tyson [1968] p. 120)。
 - 7) 実際、輸出額は1,040万ポンド(1872年)から1,520万ポンド(1896年)に増大しているし(Mitchell & Deane [1971] pp. 304-305)、実物的にみた輸出量は1,271万トン(1872年)から3,296万トン(1896年)にまで大きく増大している(Mitchel [1980] p. 385, 訳385頁)。
 - 8) 例えば、「鋼生産は伸び率こそアメリカ、ドイツに引けを取ったが、1870年代から1930年代にかけて増加傾向にあり、鋼だけを問題にするならばそれは決して“衰退”産業ではなかった」と言われている(阿部 [1993] 102頁)。実際、錬鉄の生産が268万トン(1881年)から121万トン(1896年)へと激減する一方で(Mitchell & Deane [1971] p. 135)、鋼の生産が42万トン(1872年)から420万トン(1896年)へとほぼ10倍にも増大していることは(Mitchel [1980] p. 420, 訳420頁)、錬鉄から鋼への転換が成功したことを物語っている。
 - 9) 工場内の「大量生産技術」の発明と普及は、一般に考えられているようにアメリカ

においてではなくイギリスにおいて起こった。自動旋盤、穿孔機、平削盤、形削盤などの工作機械は、イギリスで開発され大量生産された (Mayr & Post [1981] p. 25, 訳42頁)。こうした機械産業の発展による「大量生産技術」の普及は、様々な消費財産業にもその恩恵を与えた。電化の進展や、自転車の発明などは質的に全く新しい消費生活を生みだし、その他の部門でも機械化が進展し安価な財が大量に供給された。この意味で「大不況期」イギリス経済とは、「高度成長期」に他ならなかったのである。労働者の実質所得は上昇し (Pollard [1965] p. 101の図を参照)、ここに「大衆消費社会」が現われたのである。だが、同時に「大不況期」は、物価下落期であった。それは人々の実質所得を増大させた反面、企業家にたいしては大きな打撃を与え、大量の失業者を生み出した。したがって、「高度成長」の恩恵を享受できたのも雇用が安定していた富裕な労働者のみであったのだ。実際、こうした豊かな階層は、都市の規模の拡大と交通網の整備にともない郊外に移住し、都市にはスラムが形成されるなど「居住地域によって諸階級の区分をますます助長した」(Pelling [1992] pp. 86-87, 訳98-99頁)。

- 10) Cole [1928] は、綿業において広範な地域にまたがる統一賃率表が獲得された理由として、その生産物が標準化していたことをあげている。(p. 81)
- 11) 「機械業においては、新しい旋盤の導入は下層労働者が昇進することを可能にし、熟練・徒弟訓練なしに組合に加入することを可能にした」(Labourn [1992] pp. 75-76)。くわえて、こうした熟練の解体は、熟練職種における世襲性の崩壊を意味していた (Savage & Miles [1994] p. 35 の図を参照)。
- 12) ヘンリー・ブロードハーストについては安川 [1993] 369頁参照。
- 13) ウェブは、『労働組合運動の歴史』において次のように述べていた。「1876年から85年にかけての TUC 最高幹部を構成していた有能かつ良心的な人々は、代替的な政治理論をなんらもたずに時を過ごし、結果的に立法による干渉や行政介入に対する反対を絶対的なドグマにしてしまった」(Webb [1894] p. 360, 訳431頁) と。江里口 [1995] も参照。
- 14) 1890年9月8日ロザラムにおける、ジョン・バーンズの演説 (cited in Duffy [1961] pp. 315-316)。
- 15) 綿業・石炭業から現われた「労働条件の立法的規制」をもとめる運動に対するウェブの評価については、江里口 [1995] 参照。
- 16) こうした「合同」の試みは、「大量生産技術」の普及による半熟練工の雇用の増大に対する一つの解決策であった。例えば、1885年の ASE 大会においては、「堅削盤工、真鍮仕上工、銅鍛冶工などの新しい熟練もしくは半熟練工の入会」が認められ、1892年には「電気機械技師、ロール旋盤工、その他いくつかの機械運転工のような新職種が完全な組合員資格を認められた」(徳永 [1966] 293, 296頁)。
- 17) こうした「ゼネラル・ユニオン」は、20世紀特に1920年代にいたると、「産業別組合」へと発展する。だが、ウェブは『産業民主制論』1920年版序文において、この

「産業別組合」についてふれ、次のように述べていた。「イギリスの労働組合主義者の間における昨今の論争に関心がある人々は、我々が1897年〔初版年—引用者〕に、現在論争のまよになっている“職業別組織”と“産業別組織”との間で引き起こされた対立について明示的に述べていなかったことに気がつくだろう。だが労働組合組織の最も有効な形態について本書で提示された考察 (pp. 72-141) [第1編3章「統治の単位」、4章「組合間の関係」—引用者] が示すことは、問題は“職業別”と“産業別”との単なる対比によって表わされるより、はるかに複雑だということであり、実際すでに、論争はさらに進んできている」(Webb [1920] p. xv, 訳12-13頁)。すなわち、1920年代にいたっても、ウェップは「産業別組合」にみられるような縦断的な組織には懐疑的であり、一貫して1897年における見解を堅持している。なお、戦間期のイギリス労働運動の状況については、Booth & Pack [1985] を参照。

- 18) 江里口 [1994] で明らかにしたように、ウェップは「コモン・ルール」すなわち一産業全体にわたる最低労働条件の設定によって、労働者の最適配分とより高度な産業技術への順応、および旧式・劣等な企業の淘汰と優良企業の拡大・成長が促され、結果的に産業全体の効率化が達成されると主張していた。「法律制定の方法」は、「コモン・ルール」の経済的效果を達成するための有効な手段であったことはまちがいないだろう。
- 19) Tyson [1968] によれば、綿業労働者の83%が、ランカシャー、チェシャーに集中していた (p. 119)。
- 20) だが、イングランド北東の労働者はスライディング・スケール協定を支持する「全国坑夫組合」によって支配されていた。このイングランド北東部とは、鉄鋼業も含めて「労使合同委員会」が結成された地区であり、この「労使合同委員会」は団体交渉のさいの仲裁機関としての役割を果たしていた (小笠原 [1995] 第2章参照)。ウェップは『産業民主制論』第2編第3章「仲裁制度」において、このイングランド北東部における「労使合同委員会」を取り上げているが、本稿ではあつかうことができなかった。後の課題にしたい。
- 21) Clarke [1993] は、1900年における労働党の設立から1992年の総選挙における敗北にいたるまでを幅広く射程におさめながら、労働組合運動が強力であったイギリスにおいて、「労働党はなぜもっと成功しなかったのか」と問いかけ、以下のように述べる。「歴史が示すには、労働党は労働組合と労働者階級の伝統の強力さによって、支えられたのではなく、むしろ妨害されたのである」と。「なぜなら、社会主義はひとつの巨大な思想に他ならないからであり、社会全体の利益にかなうと誰しもが認める普遍的な計画は、そうした幅広い利益を代表していると誰しもが認めるような普遍的な階級を必要とする」からである。しかし、こうした社会主義運動を支えるべき「労働組合運動は狭隘なセクショナリズムをみせてきた。それは、職業ごと、産業ごとに生まれたものであり、その結果、互いに分裂した制度構造をもっている」のである。Clarke [1993] は、「したがって、イギリス社会主義の弱点は、それが結

び付けられている支持母体の強力さにまさによ来している。特に労働組合を通して代表される労働者階級は、普遍的な階級などではなく、既得権の寄せ集めである」と主張するのである（以上、Clarke [1993] p. 1）。すなわち、一般的な社会改革運動と労働組合運動との間には、本来、断絶があるというわけだ。したがって、一般的な社会改革運動の中で労働組合運動が果たすべき固有の役割を、19世紀末の時点ですでに明示していたウェブの主張は、今日においても大きな意義をもっているといわねばならない。

参 照 文 献

- 阿部悦生 [1993] 『大英帝国の産業覇権—イギリス鉄鋼企業興亡史—』有斐閣
- 江里口拓 [1994] 「ウェブ夫妻における“産業進歩”と労働組合」『経済論究』九州大学大学院, 第89号, 7月
- 江里口拓 [1995] 「ウェブ夫妻の労働組合論の歴史的背景について」『経済論究』九州大学大学院, 第91号, 3月
- Booth, Alan. & Pack, Melvyn. [1985] *Employment, Capital and Economic Policy: Great Britain 1918-1939*, Basil Blackwell.
- Cain, P. J. & Hopkins, A. G. [1986] 'Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas: I. The Old Colonial System, 1688-1850,' *Economic History Review*, Vol. XXXIX, No. 4. (P. J. ケイン, A. G. ホプキンス, 『ジェントルマン資本主義と大英帝国』竹内幸雄・秋田茂訳, 岩波書店, 1994年, 3-50頁)
- Clarke, Peter. [1993] 'The Problem of British Socialism.' (講演会資料, 於九州大学, 4月5日)
- Cole, G. D. H. [1928] *The Payment of Wages: A Study in Payment by Result under The Wage System*. George & Unwin, LTD, London.
- Court, William H. B. [1954] *A Concise History of Britain from 1750 to Recent Times*, Cambridge University Press. (W. コート『イギリス近代経済史』矢口孝次郎監修, 荒井政治, 天川潤次郎訳, ミネルヴァ書房, 1957年)
- Duffy, A. E. P. [1961] New Unionism in Britain, 1889-1890: A Reappraisal, *Economic History Review*, Vol. XIV, No. 2, Dec.
- Hobsbaum, Eric J. [1968] *Industry and Empire*, Penguin Books Ltd, London. (E. J. ホブズボーム著『産業と帝国』浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳, 未来社, 1976年)
- 石井宣和 [1972] 「“営業の自由”とコンスピラシー」(高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開』2, 行政・労働と営業の自由』東京大学出版会)
- Jefferys, J. B. [1970] *The Story of the Engineers; 1800-1945*, Johnson Reprint Corporation.
- 栗田健 [1978] 『増補イギリス労働組合史論』未来社

- 熊沢誠 [1970] 『産業史における労働組合機能』 ミネルヴァ書房
- Labour, Keith. [1992] *A History of British Trade Unionism c. 1770-1990*, Alan Sutton.
- Mayr, Otto & Post, Robert C. [1981] *Yankee Enterprise: The Rise of the American System of Manufactures*. Smithsonian Institution. (オットー・マイヤー, ロバート・ポスト編『大量生産の社会史』小林達也訳, 東洋経済新報社, 1984)
- Mitchell, B. R. & Deane, P. [1971] *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge University Press.
- Mitchell, B. R. [1980] *International Historical Statistics: I, European Historical Statistics, 1750-1975*, Macmillan Press. (B. R. ミッチェル編『マクミラン世界歴史統計-I-ヨーロッパ編, 1750-1975』中村宏監訳, 原書房)
- 森健資 [1988] 『雇用関係の生成』木鐸社
- 村岡健次・木畑洋一 [1991] 『イギリス史3-近現代-』山川出版社
- 中山章 [1988] 『イギリス労働貴族-19世紀におけるその階層形成-』ミネルヴァ書房
- 小笠原浩一 [1995] 『“新自由主義” 労使関係の原像-イギリス労使関係政策史-』木鐸社
- Pelling, Henry. [1992] *A History of British Trade Unionism*, Penguin Books Ltd., Harmondsworth Middlesex, England. (First edition, 1963) (ヘンリー・ペリング著『新版・イギリス労働組合運動史』大前朔郎・大前真訳, 東洋経済新報社, 昭和57年)
- Pollard, Sidney, [1965] 'Trade Unions & the Labour Market', *Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research*, Vol. 17, No. 1, May.
- Powell, David. [1992] *British Politics and the Labour Question, 1868-1990*, Macmillan.
- Savage, Mike. & Miles, Andrew. [1994] *The Remaking of the British Working Class, 1840-1940*, Routledge.
- 高橋克嘉 [1984] 『イギリス労働組合主義の研究』日本評論社
- 高橋哲男 [1967] 『イギリス鉄鋼独占の研究』ミネルヴァ書房
- 徳永重良 [1966] 『イギリス賃労働史の研究』法政大学出版局
- 富沢賢治 [1980] 『労働と国家-イギリス労働組合会議史-』岩波書店
- Turner, H. A. [1962] *Trade Union, Growth Structure and Policy: A Comparative Study of the Cotton Unions*, George & Unwin.
- Tyson, W. [1968] 'The Cotton Industry,' (in Aldcroft, D. H. (ed.) *The Development of British Industry and Foreign Competition: 1875-1914*, George & Unwin.)
- Webb, Beatrice [1948] *Our Partnership*, (Edited by Barbara Drake & Margaret I. Cole, London School of Economics, Reprint 1975.)
- Webb, Sidney & Beatrice [1894] *The History of Trade Unionism*, Longmans &

- Green. (Revised 1920, Kelly Reprint, 1965) (シドニー・ウェブ, ピアトリス・ウェブ『労働組合運動の歴史』荒畑寒村監訳, 日本労働研究機構発行, 1973年)
- Do., [1897] *Industrial Democracy*, longmans & Green. (シドニー&ベアトリス・ウェブ『産業民主制論』高野岩三郎監訳, 法政大学出版局, 第3版1990年, 初版1927年)
- Do., [1920] *Industrial Democracy*, Longmans & Green.
- Wiener, Martin J. [1981] *English Culture and the Decline of the Industrial Spirit, 1850-1980*, Cambridge University Press, (マーティン・J・ウィーナ『英国産業精神の衰退』—文化史的接近—』勁草書房, 1984年)
- 安川悦子 [1993] 『イギリス労働運動と社会主義』お茶の水書房